

尼崎市消防用設備等審査基準

第3章 消防用設備等の設置単位

第11 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取り扱い

第11 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取り扱い

省令第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び第19条第6項第5号（第20条第5項及び第21条第5項）に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」は、防護対象物となる部分が、次によるものであること。

1 共通事項

- (1) 開口部が著しく偏在する部分（開口部が一面のみにある場合又は階高（天井を設けたものにあっては、床面から当該天井面までの高さ。以下この項において同じ。）の2分の1より下方のみの開口部である場合）で、防火対象物の関係者が、安全に初期消火活動ができない、又は安全に避難できないおそれのあるものは除くものとする。（第11-1図参照）

なお、ここでいう「開口部」とは、次によるものであること。

ア 常時外気に直接開放されている部分であること。

イ 開口部は、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物（同一の建築物の外壁等を含む。以下この項において同じ。）と0.5m以上の距離を確保すること。（(2)(1)及び(2)を除く。）

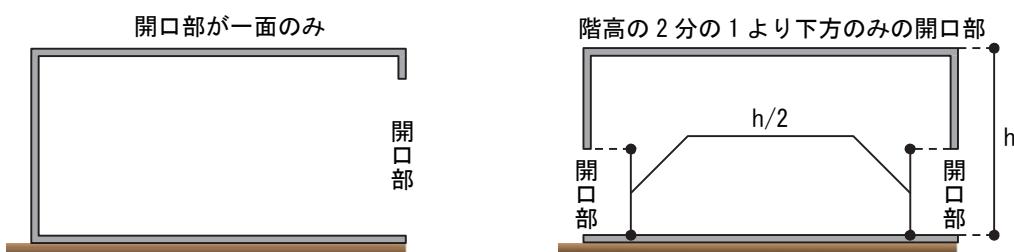
この場合、自走式駐車場（自動車を運転して走行させることにより行う形式の自動車車庫をいう。以下同じ。）にあっては、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に0.5m以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（1m以上の距離を確保した場合を除く。）。ただし、5層6段以上の自走式駐車場については、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との距離は2m以上とし、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（3m以上の距離を確保した場合を除く。）。

ウ 防護対象物となる部分に建基令第112条に規定する防火区画が存する場合は、当該防火区画された部分ごとに、それぞれの基準に該当するかを判断すること。

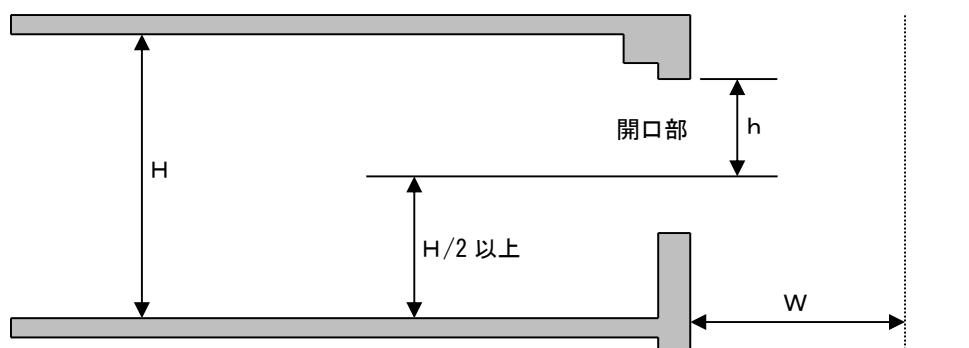
エ 開口部の割合を算定する基準となる床面積は、水平投影面積とすること。

オ 階高の2分の1以上の位置にある開口部は、排煙上有効な開口部として取り扱うこと。この場合、開口部に面して排煙を妨げるもの又は隣地境界線がある場合は、第11-2図の例により取り扱うこと。

（開口部が著しく偏在する部分の例）



【第11-1図】



H : 階高又は天井高

W : 建物と同一敷地内の隣接建物など排煙を妨げるもの又は隣地境界線

h : 有効開口部として算定する場合の有効高さ。ただし、h > WであるときはWをhとして算定する。

【第11-2図】

尼崎市消防用設備等審査基準

第3章 消防用設備等の設置単位

第11 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取り扱い

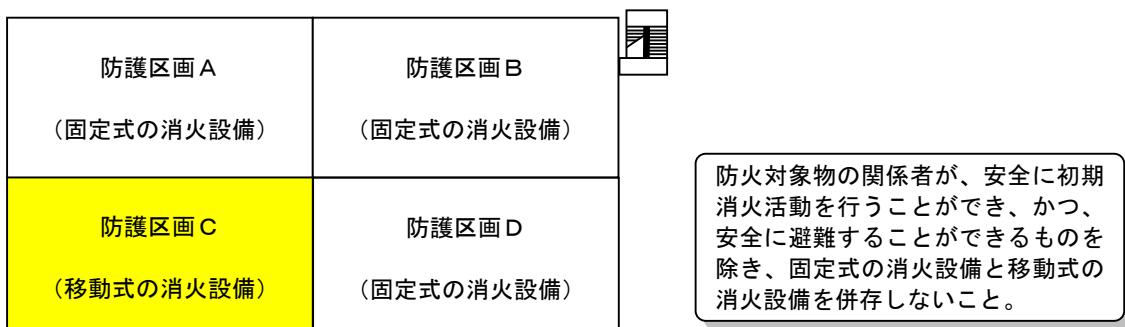
- (2) 一の階に、複数の防護区画が存する場合は、固定式の消火設備と移動式の消火設備を併存しないこと。(第11-3図参照)

ただし、次のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

ア 常時直接外気に開放されたスロープ部(自動車が上階又は下階へ移動するための傾斜路の部分をいう。以下この項において同じ。)に移動式の消火設備を設ける場合

イ 防護区画以外の部分を介して2以上の防護区画がある場合(防護区画と防護区画以外の部分とを耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画した場合に限る。)

ウ 防火対象物の関係者が、安全に初期消火活動を行うことができ、かつ、安全に避難することができるよう、移動式の消火設備を設けた防護区画内から直接屋外に出られる場合又は直通階段(建基令第120条に規定するものをいう。スロープ部を除く。以下この項において同じ。)が設けられている場合



【第11-3図】

- (3) 自走式駐車場にあっては、建基法第68条の26に基づき、建基令第108条の3第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けていること(1層2段及び2層3段の自走式駐車場にあっては、独立した自走式自動車庫の取扱いについて(平成14年11月14日国土交通省住宅局建築指導課・日本建築行政会議)により取り扱われていること。)。

2 移動式の泡消火設備、移動式の不活性ガス消火設備、移動式のハロゲン化物消火設備又は移動式の粉末消火設備を設置することができる部分

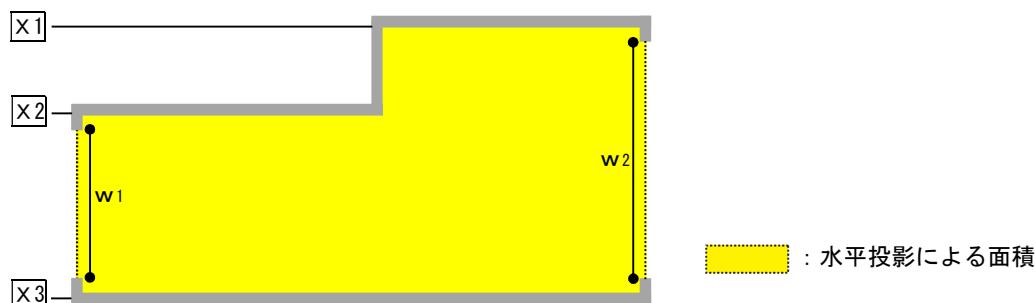
次のいずれかに掲げる部分には、移動式の泡消火設備、移動式の不活性ガス消火設備、移動式のハロゲン化物消火設備又は移動式の粉末消火設備を設置することができる。

- (1) 屋上部分その他完全に開放されている部分

- (2) 高架工作物(高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物内をいう。)の下で、防護対象物となる部分に周壁がなく、柱のみである部分又は周囲の鉄柵のみで囲まれている部分

- (3) 防護対象物となる部分における外周部(上部を含む。)の開口部が、常時外気に直接開放されており、かつ、排煙上有効な開口部の合計面積が、防護対象物の床面積の10%以上ある部分(第11-4図参照)

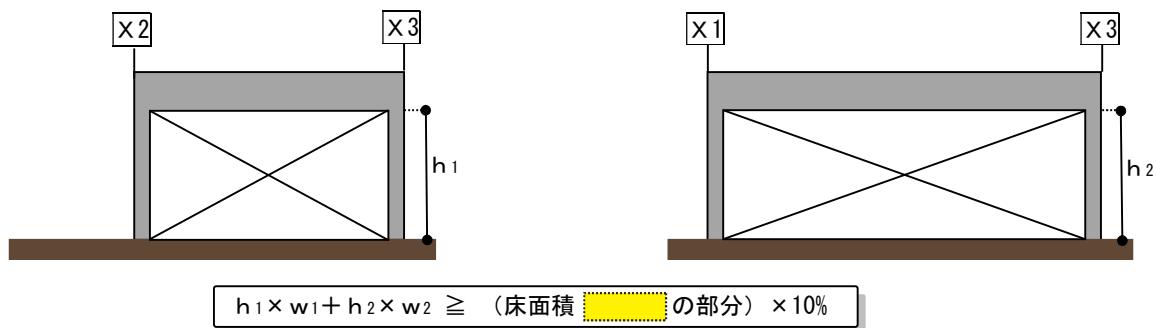
(例1) 駐車の用に供する部分



尼崎市消防用設備等審査基準

第3章 消防用設備等の設置単位

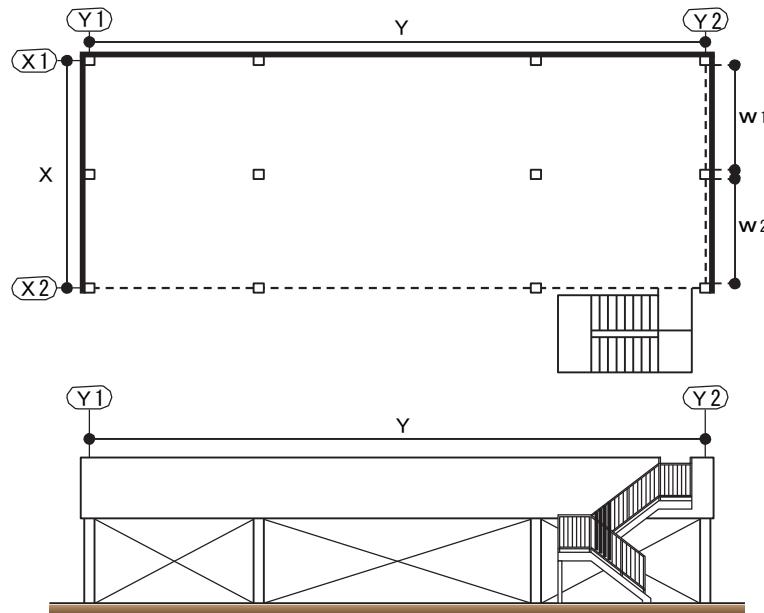
第11章 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取り扱い



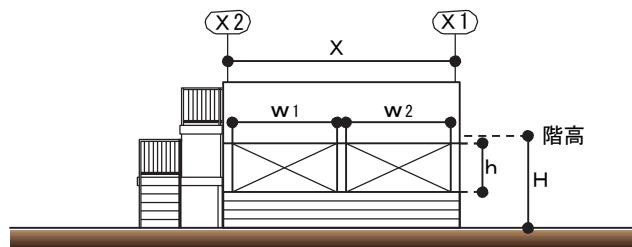
【第11-4図】

- (4) 防護対象物となる部分（4層5段以上の自走式駐車場を除く。）における外周部について、長辺の一辺の全面（構造上必要な柱部分及び空気の流通に支障のない階段等を除くことができる。）が常時外気に直接開放されており、かつ、他の一辺が当該壁面の面積の2分の1以上（階高の概ね2分の1より下方のみの開口部は除く。）が常時外気に直接開放されている部分（第11-5図参照）

（例2）駐車の用に供する部分



※構造上必要な柱部分及び空気の流通に支障のない階段等を除くことができる。



※階高の概ね2分の1より下方のみの開口部は除く。

長辺（Y1～Y2）の全面が常時外気に直接開放、かつ、
他の一辺の壁面1/2以上が常時外気に直接開放 $(w_1 + w_2) \times h \geq (X \times H) / 2$

【第11-5図】

- (5) 防護対象物となる部分（4層5段以上の自走式駐車場を除く。）における外周部の四辺（構造上必要な柱部分以外の当該場所の全周）の上部50cm以上が常時外気に直接開放されている部分
- (6) 自走式駐車場（4層5段以上の自走式駐車場を除く。）の天井部分（上階の床を兼ねるものを含む。）の開口部（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分を含む。）の面積の合計が自走式駐車場の床

尼崎市消防用設備等審査基準

第3章 消防用設備等の設置単位

第11 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取り扱い

面積の合計の 15%以上確保されている部分

- (7) 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造で、車両の収容台数が 10 以上のもののうち、次の各号に適合している部分
- ア ピットが地下 2 段までのもの
 - イ 排煙上有効な開口部の面積の合計が、当該場所の床面積の 10%以上あるもの